

## 大阪府富田林保健所運営協議会の委員名簿

(令和6年8月9日現在)

氏名	フリガナ	職名	選任理由
吉村 善美	ヨシムラ ヨシミ	富田林市長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項3「市町村長」として選任
西野 修平	ニシノ シュウヘイ	河内長野市長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項3「市町村長」として選任
古川 照人	フルカワ テルヒト	大阪狭山市長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項3「市町村長」として選任
田中 祐二	タナカ ユウジ	太子町長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項3「市町村長」として選任
森田 昌吾	モリタ ショウゴ	河南町長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項3「市町村長」として選任
菊井 佳宏	キクイ ヨシヒロ	千早赤阪村長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項3「市町村長」として選任
児嶋 晃	コジマ アキラ	富田林医師会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の団体の者」として選任
山口 竜司	ヤマグチ リュウジ	河内長野市医師会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の団体の者」として選任
芝元 啓治	シバモト ケイジ	大阪狭山市医師会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の団体の者」として選任
小杉 博基	コスギ ヒロキ	富田林歯科医師会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の団体の者」として選任
梅崎 晋吾	ウメザキ シンゴ	河内長野市歯科医師会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の団体の者」として選任
山本 英輝	ヤマモト ヒデキ	狭山美原歯科医師会副会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の団体の者」として選任
戸田 理江	トダ リエ	富田林薬剤師会副会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の団体の者」として選任
船多 大	フナタ ダイ	河内長野市薬剤師会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の団体の者」として選任
森川 淳史	モリカワ アツシ	大阪狭山市薬剤師会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の団体の者」として選任
高岡 廣次	タカオカ ヒロツグ	富田林警察署長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任
鈴木 憲	スズキ ケン	大阪府議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
須田 旭	スダ アキラ	大阪府議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
道端 俊彦	ミチバタ トシヒコ	大阪府議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
猪阪 成宏	イサカ シゲヒロ	富田林保健所公衆衛生協力会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認めるもの(所管区域において保健所運営に関する団体の代表)」として選任
中嶋 一光	ナカジマ カズミツ	大阪食品衛生協会狭山支部長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認めるもの(所管区域において保健所運営に関する団体の代表)」として選任